

## 報告第3号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月11日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月31日 専決第6号

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成30年3月31日

小松島市条例第18号

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第13条の4第2項中「を提出する場合には」を「の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

第24条中「540,000円」を「580,000円」に改め、同条第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の小松島市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。